

すべての相続に
最高のプロフェッショナルサービスを

～PROFESSIONAL MIND～

「相続」の悩みは一つではありません。

相続税、遺産分割・紛争、不動産、事業承継等、悩みはそれぞれです。私たちは相続の専門家集団として、年間1,500件以上の相続事案を取り扱っている国内屈指のプロフェッショナルファームです。

これまで蓄積してきた豊富な経験や知見を活かし、あらゆる相続問題に高い専門性で誠実に向き合います。相談者に寄り添い、多種多様な相続問題を、気軽に専門家に相談できる社会の実現を目指します。

相続税専門の税理士法人



税理士法人チェスター
Chester Certified Public Tax Accountants' Co



税理士法人チェスター
Chester Certified Public Tax Accountants' Co

<https://chester-tax.com>

相続税に関するご相談、 税理士の選び方 間違えていませんか？



広報宣伝部長 角野 卓造

たとえば、内科医に外科手術を依頼しますか？

医師に内科・外科・眼科と専門性があるように、税理士にも法人税・消費税・所得税・相続税と専門分野が分かれています。

しかし、日本の税理士の大半は、企業向けの法人税申告を専門としており、一度も相続税申告を経験したことがない税理士も数多くいることをご存知でしょうか。そのような税理士に相続税の相談をすることは、内科医に外科手術を依頼することと同じなのです。

相続税は未経験の税理士がほとんど!?

国税庁と税理士会の統計情報をもとに算出した、以下の数値をご覧ください。



この計算では、一般的な税理士事務所では1年に5件程度の申告実績しかないことが分かります。

相続税専門の税理士法人チェスターでは1年に1,500件以上の豊富な取り扱い実績があります。

※1 平成30年事務年度の国税庁発表資料より ※2: 平成28年度経済センサ基礎調査データより

CHESTER GROUPではあらゆる土業がすべての相続業務に対応



外部提携組織 不動産鑑定士 不動産鑑定評価 土地家屋調査士 測量・分筆

※CST法律事務所は、弁護士法上、独立した法律事務所であり、グループ法人とは相互に連携しながらサービスを提供しますが、法律事務に関する委任契約の締結及び業務の遂行はグループ法人から独立して行っています。

相続税のプロとして各種メディアから評価されています

『AERA(アエラ)』、『週刊文春』、『暮らしの手帖』、『日本経済新聞』、『朝日新聞』など、様々な雑誌や新聞で紹介されました。また、相続税に関する記事の執筆や監修にも数多く携っており、弊社の著書も大手出版社から発売されています。

▶相続セミナー講師の依頼も多数いただいております

大手生命保険会社や金融機関、不動産会社主催のセミナーにて弊社税理士が講師を担当させていただいております。また、コメンテーターとしてTV出演等の実績もあります。



- 相続はこうして やりなさい (ダイヤモンド社)
- 相続は事前的に備えが9割! (ダイヤモンド社)
- 相続税申告書 最終チェックの視点 (清文社)
- オーナー経営者のための 事業承継「決定版」 (パブラボ)
- 相続発生後でも間に合う 土地評価減テクニック (中央経済社)
- 税務署もうなずく 相続税の 税務調査 対応テクニック (中央経済社)
- 事例でわかる 生前相続 対策の (あさ出版)
- ここが変わった 生前贈与の ルール (エクスナレッジ)
- 相続相談 頻出 ケーススタディ Q&A (清文社)
- 生前贈与と相続 頻出 ケーススタディ (清文社)
- 相続実務における 雑種地評価 (清文社)
- 海外財産・海外居住者を めぐる相続税の実務 (清文社)
- ど素人がよくわかる 相続の本 (翔泳社)
- ど素人がよくわかる 相続と贈与の申告 (翔泳社)

相続税申告件数累計7,000件を超える税理士業界トップクラスの豊富な実績



税理士法人チェスターは開業以来、一貫して相続税申告専門の税理士事務所として営業しております。相続に専門特化した税理士事務所だからこそ提供できる価格とサービスがあります。

年間1,500件以上の相続税申告実績件数は、税理士業界内でトップクラスであり、豊富な申告実績により多くのノウハウが蓄積されています。

相続税申告業務は税理士の経験値が非常に重要です。いくら大きな会計事務所であっても、担当者の経験値が低ければお客様に不安感を与えかねません。年間一件も相続税申告をしない税理士が大半である中で、税理士法人チェスターでは、登録税理士一人当たりの年間担当件数が約35件と、税理士業界トップクラスの実績があります。

私達は相続税のプロフェッショナルです

低価格、高品質、安心の3つのサービスを基本に、相続税専門の実績とノウハウを活かして、お客様の申告手続きをお手伝いいたします。

相続税申告に関わる専門的な業務を全てお任せいただけます

▶ 財産評価 + 遺産分割協議書の作成 + 相続税申告

専門性が高く求められる土地評価による節税、書面添付制度適用による税務調査対策、節税や円満相続のための遺産分割案のご提案、二次相続を踏まえた税額のシミュレーション等、申告に必要な業務を全てお任せいただけます。

適正で明確な税理士報酬を事前に提示いたします

一般的な相続税申告の税理士報酬は、遺産総額の1.0%前後といわれますが、多額になることも多く、契約後に報酬額を提示されるケースも見受けられます。

税理士法人チェスターでは、HP上での報酬体系の開示や自動お見積りシステム、お電話での事前相談等、必ず契約前に税理士報酬の総額をお伝えしますので、安心してご依頼ください。また、一人でも多くのお客様にご利用いただけるよう、低価格に設定しております。

税務調査対策として書面添付制度を導入

税理士法第33条の2に規定されている書面添付制度とは、税理士が申告書に「その内容が正しいということを税務署へ説明する書類」を添付し申告を行うという制度です。

この制度を利用するには、資料の作成に事務的な負担がかかる上、適正でない申告書を提出した場合には税理士にも責任を問われるおそれがあるため、導入している税理士事務所は僅か20.1%（平成30年事務年度国税庁実績評価書より）となっています。

しかし、税理士法人チェスターでは相続税申告に書面添付制度を導入し、高品質で適正な申告を行うことで、安心の税務調査対策を行っております。

▶ 書面添付制度で税務調査のペナルティを回避

書面添付制度を適用せずに相続税申告を行い、その結果、税務調査により指摘を受けた場合には、過少申告加算税等のペナルティが課せられます。しかし書面添付制度を利用した場合、事前に税務署から意見聴取の機会が税理士に与えられるため、まず税理士が税務署からの申告内容についての質疑に対応します。その結果、誤り等が発見され修正申告を行った場合であっても、ペナルティは課されないことになっています。（平成24年12月19日 国税庁事務運用指針より）

これは非常に大きな書面添付制度のメリットであり、書面添付制度の適用により税務調査の回避、ペナルティの加算税の回避といったお客様の負担を軽減することが可能となります。



選ばれるチェスター品質

「高品質かつ低価格」。この一見相反するものを両立できるのは、相続税申告を専門にしている税理士法人チェスターだからこそ。

最大限の節税を考慮し、土地や各種相続財産の評価を行います

土地の相続税評価については、様々な特例や評価減のポイントがあり、税理士によって結果的に納税額が大きく異なることが多々あります。税理士法人チェスターでは、豊富な実績・実例に基づき、土地の評価を最大限下げること努めております。

相続専門の税理士が2名以上でチェックする審査体制

税理士法人チェスターでは、担当者が作成した相続税申告書を経験豊富な別の税理士のチェックや審査部による審査を行い品質を担保しています。

ここまで徹底した高い業務品質へのこだわりは相続税専門の事務所だからこそ実施できる取り組みです。このように複数人の厳しいチェックや審査をクリアすることで、担当者ごとに計算する相続税額に差が生じなくなり、法人で作成する全ての相続税申告書が税理士法人チェスターの高い業務水準となります。



財産目録完成までのフロー

事務スタッフが資料の確認・整理

評価専門スタッフが現地調査・評価作業

担当税理士の確認作業

担当税理士以外の2名以上の税理士による審査

他の事務所に真似できない“相続税専門”の強み

▶ 年間5,000か所以上の豊富な土地評価実績

相続税申告作業において、「土地の評価」は特に重要な作業の一つです。担当する税理士によって、評価額に大きな違いが生じることも珍しくありません。

税理士法人チェスターではこれまで数万か所の土地評価を行っており、最も節税できる相続税評価額で申告を行う自信があります。土地を評価する際には、最新鋭の機器を使用しています。



レーザー距離計



騒音計

▶ 相続税・資産税に関する専門書籍の充実

相続税申告という専門的な業務を遂行する上では、専門書は必要不可欠な存在です。ただ、高価な専門書を常備しておくことは容易ではなく、税制改正があるたびに買い替える必要もあります。

税金と言うものは、答えがひとつではありません。学者によって意見が分かれる場合や、同じ事象でも条文の解釈などによって違う結論になることも多々あります。

税理士法人チェスターでは、想定される複数案を徹底的に検証し、納税者にとって最も有利な処理を行っております。



本棚の9割以上は相続・資産税関係の書籍

選ばれるチェスター品質

国税OBが部長を務める内部審査部による万全のチェック体制

税理士法人チェスターでは、複数税理士のチェック体制に加え、国税の審査経験豊富な国税OB（元税務署長、元国税不服審判所部長審判官）の審査部長率いる審査部が、相続税申告書の審査を行うことで、その品質を一層担保しています。複雑な税務事案や税務署との見解の相違が生じる可能性がある事項について所内で対処・検討した上で対応しているため税務調査対策にもなります。相続税申告においては時に判断に迷うグレーな税務論点が出現することもあります。そういった際も、国税不服審判所や国税局・税務署で課税側の経験があるメンバーが在籍する審査部があることで、相続税専門ではない総合型の税理士事務所や個人事務所では通常、保守的にならざるを得ないような税務処理を、税理士法人チェスターでは、適正に、また、お客様がより満足していただけるよう徹底的に検討する体制を構築しています。



社員税理士
審査部部長
河合 厚

国税OB税理士。国税在籍時には、2か所の税務署長、税務大学校で主任教授、国税局訟務室で主任訟務官、さらには国税不服審判所で部長審判官を経験。2020年7月に税理士法人チェスター審査部部長に就任。

200名を超える相続税のプロフェッショナルが在籍



税理士法人チェスターには200名を超える相続税のプロフェッショナルが在籍しています。一つの会計事務所ですべての相続税に詳しい専門家が在籍している会計事務所は非常に珍しいと言えます。

また、在籍しているメンバーも、税理士法人チェスターで多くの経験を積み重ねた者だけでなく、日本全国にある各資産税で有名な会計事務所から転籍してきたメンバーも多数在籍しており、相続税の知識や経験値、ノウハウが共有され日本トップクラスのクオリティを誇る相続税事務所へと成長してきました。

さらにお客様対応やスタッフの専門知識の研鑽や育成にも力をいれ、最新の税制改正情報や、個別事案、外部セミナー情報等を所内で共有しています。当法人では年間1,500件以上の相続税申告業務をお受けしており、その各申告で重要な論点等を共有して勉強することで、組織全体の相続税業務のレベルアップに繋がっています。こういった一人ひとりの職員の専門性の高さが税理士法人チェスターがお客様から信頼いただける理由なのです。

遺産総額5億円以上の大型案件の対応実績も豊富

税理士法人チェスターでは遺産総額が5億円を超える遺産規模が大きい案件の取り扱い実績も豊富にあります（最大取り扱い資産規模200億円）。不動産が多い地主様の案件や、企業オーナー様の相続では遺産総額が大きくなり、相続税の納税が多額になることもあります。そこで豊富な土地評価や自社株式評価の経験を活かして、できる限り相続税の節税を行いながら申告サポートを行っております。また遺産総額が大きくなりますと税務調査対策が重要となりますので、将来の税務調査や追徴課税を回避するための対策を十分に行った上で申告書提出を行うような体制を構築しています。



徹底した期限管理をお約束

相続税の申告期限は相続が発生してから10ヵ月という短い期間しかありません。相続後は、様々な手続きで相続人様の心身の負担も大きくなります。

税理士法人チェスターでは、少しでも相続人様の相続手続きの負担を軽減できるよう、お約束した期限内での作業実施を徹底しております。中には相続税の申告期限が10ヵ月あるために、申告作業をぎりぎりまで行わない会計事務所もあると言われてますが、弊所ではご依頼頂いてからのスピード申告・期限管理を重要視しています。相続税申告のための作業を早く終えることで、余裕をもった遺産分割協議の話し合いや、相続税の納税資金の準備を行うことができ、その後相続手続きを円滑に進めることが可能となります。

弊所では、オリジナルの工程表や申告作業進捗チェックリストを用いて、申告作業が遅延することがないように徹底した期限管理をお客様にお約束しております。



税理士業界の相続税実務スキル向上のために3,000名以上の会員制組織を運営



※令和3年7月現在

税理士法人チェスターには、相続実務アカデミーという専門家向けの会員組織があり、3,946名（令和3年7月現在）もの会員（主に税理士事務所）が登録しています。この相続実務アカデミーは当法人で蓄積された相続税の知識や経験、ノウハウ等を共有して、相続税の専門家の成長や知識の啓蒙を目的として活動しています。この相続実務アカデミーの会員の税理士からも相続税関連の質問や業務の紹介が寄せられており、同業者である税理士から相続税案件の相談が多数寄せられていることが当法人の専門性の高さや信頼の証となっています。

専門性の高い税務専門誌への寄稿を積極的に行っています

主に税理士を読者にする業界専門誌の「税務弘報（中央経済社）」や「税理（日本税理士連合会監修）」等から相続税関連の執筆依頼が多くあり、税理士法人チェスター在籍の税理士が寄稿しています。過去の実績として「相続税・贈与税における土地の評価手法の根拠」「不動産の相続税対策」「相続税申告で最重要論点である生前の現金引出の確認事項」等の執筆実績があります。相続税専門のリーディングファームとして積極的な業界向けの情報発信を行っています。



相続税関連のメディアサイトの運営

税理士法人チェスターはインターネットの様々なメディアサイトで相続税関連の情報をお伝えしております。専門家向けの相続税関連の情報から、初心者の方まで幅広い方々に向けて弊所がこれまで対応させていただいた相続税案件の中から蓄積してきたノウハウや情報を広く共有させていただきお取組みを行っております。こうした取り組みから「相続税といえば税理士法人チェスター」というブランド価値が構築されてきています。

『税理士が教える相続税の知識』
<https://chester-souzoku.com/>



業務の流れ

初回面談から申告完了まで、シンプルでわかりやすい相続税申告を実現。

ご契約後のご質問、ご相談は何度でも無料です。

ステップ1 初回面談(無料)のご予約

初回面談時にお見積りもご提示いたします。土曜日や夜間、訪問での面談も対応可能です。

インターネットで

<https://chester-tax.com>

お電話で

- 東京本店 ☎ 0120-390-306
- 新宿事務所 ☎ 0120-688-377
- 横浜事務所 ☎ 0120-958-968
- 大宮事務所 ☎ 0120-736-510
- 名古屋事務所 ☎ 0120-822-088
- 大阪事務所 ☎ 0120-957-728
- 福岡事務所 ☎ 0120-359-520

お電話受付時間: 平日 9時~20時、土曜 9時~17時

ステップ2 ご契約

お見積りに納得いただければ、業務契約書を交わし、ご契約となります。報酬総額の半額を着手金としてお支払いいただきます。

ステップ3 必要資料の収集

必要資料準備ガイドに従って、資料をご準備ください。

戸籍謄本、不動産評価に必要な資料、残高証明書、債務・葬式費用の領収書等

詳しくは必要資料準備ガイドをご覧ください。弊社で取得代行することも可能です。(別途料金がかかります)

ステップ4 ご質問・ご相談は何度でも無料

必要資料の収集や、遺産分割の方法、その他相続手続きに関すること等は、何度でも無料でご相談いただけます。ご相談はお電話やemailにて承ります。また、ご来所いただくことも可能です。

ステップ5 弊社で評価・検討作業

資料・情報をいただいてから、通常約2~3ヶ月間ほどお時間をいただき、財産評価を行なってまいります。財産評価を行う過程で質問等が発生した場合には、随時ご連絡させていただきます。

ステップ6 財産目録の完成・遺産分割案の決定

弊社にて相続税評価額を算出後、財産目録を作成いたします。こちらの財産目録を参考に、相続人様間で遺産分割の方法をご検討ください。節税を考慮した分割案のご相談も承ります。

ステップ7 遺産分割方法の決定

分割方法の決定後、弊社にて「遺産分割協議書」、「相続税申告書」等、相続税申告に必要な書類一式を約1~2週間で作成します。その資料が完成しましたら、相続人の皆様に署名・捺印していただきます。その後、弊社にて相続税の「納付書」を作成いたしますので、お客さまご自身で金融機関にて納付手続きをしていただくことになります。

ステップ8 税務署への提出及び申告書ファイルのご返却

ご捺印いただいた書類一式をご返送ください。届き次第、弊社にて税務署への提出作業を行います。1~2週間程度で税務署より弊社に控えが返送されてきますので、相続税申告書の控え一式をお客様のご住所へ郵送いたします。お客様が税務署へ足を運んでいただく必要はありません。

低価格で安心の税理士報酬

税理士法人チェスターは相続税専門の会計事務所として

お客様に利用していただきやすい低価格の税理士報酬を設定しております。

相続税専門の事務所として、業界トップクラスの案件数を扱っておりますので

高品質で低価格の相続税申告書作成サービスを提供することが可能です。

相続税申告料金表

■ 基本報酬

- ▶ 下記の基本報酬、加算報酬およびその他の報酬を合計した金額が報酬総額となります。
- ▶ 事前にご説明していない報酬は一切いただきません。

遺産総額	基本報酬	遺産総額	基本報酬
~5千万円	25万円 (税込27.5万円)	2億円~2億5千万円	100万円 (税込110万円)
5千万円~7千万円	40万円 (税込44万円)	2億5千万円~3億円	120万円 (税込132万円)
7千万円~1億円	50万円 (税込55万円)	3億円~4億円	150万円 (税込165万円)
1億円~1億5千万円	65万円 (税込71.5万円)	4億円~5億円	180万円 (税込198万円)
1億5千万円~2億円	80万円 (税込88万円)	5億円以上	無料簡易試算レポート作成の上、別途お見積り

※但し、ご依頼日が申告期限より3ヶ月以内の場合は別途報酬総額の20~50%を申し受けます。

■ 加算報酬

土地 (1利用区分につき)	非上場株式	相続人が複数 (2名以上) の場合※
6万円 (税込6.6万円)	15万円 (税込16.5万円)	上記基本報酬額 × 10% × (相続人の数-1)

※ 5名以上は加算対象となりません。

■ その他の報酬

- 不動産評価に必要な資料の取得代行 実費のみ
- 金融機関残高証明書の取得代行 別途お見積り
- 戸籍関係書類の取得代行 別途お見積り
- 税務調査への対応を行う場合 日当5万円 (税込5.5万円)
- 当初申告後に追加で申告書作成が必要な場合 別途お見積り
- 準確定申告を行う場合 別途お見積り
- 延納、物納を行う場合 別途お見積り
- 登記を行う場合 登録免許税+司法書士報酬
- 訪問、土地の調査等 旅費・交通費実費
- 不動産鑑定評価が必要となる場合 不動産鑑定報酬

※遺産分割において相続人間での争いがある場合は別途報酬をいただく場合がございます。※その他、特殊事情により調査・検討が必要で、通常よりも多くの作業が生じるような場合(過去に預金移動が多数ある場合の通帳調査、広大地評価、非上場株式の会社規模が大きい等)には、別途お見積りの上で報酬が必要となります。

全国に7拠点を展開

税理士法人チェスターでは、全国7拠点（東京三越前、新宿、横浜、大宮、名古屋、大阪、福岡）にて相続税のご相談に対応しております。

各事務所が同一の高品質で相続税サービスをご提供できるよう拠点間で情報やノウハウを共有し、連携しておりますのでどの事務所でも安心してご相談いただけます。



東京三越前本店 0120-390-306

〒103-0022 東京都中央区日本橋室町3-4-7
日本橋室町プラザビル10階
Tel: 03-6869-5040 Fax: 03-6869-5041
Email: info@chester-tax.com



- 総武本線 快速「新日本橋」 出口3より徒歩1分
- 地下鉄 銀座線・半蔵門線「三越前」 A10出口より徒歩2分
- JR各線「神田」 徒歩7分

新宿事務所 0120-688-377

〒163-0703 東京都新宿区西新宿2-7-1
小田急第一生命ビル3階
Tel: 03-6869-4740 Fax: 03-6869-4741
Email: info4@chester-tax.com



- 都営大江戸線「都庁前」 A7出口直結
- 地下鉄 丸の内線「西新宿」 E4出口より徒歩1分
- JR各線・小田急線他「新宿」 徒歩10分

横浜事務所 0120-958-968

〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区
鶴屋町2-23-2 TSプラザビル5階
Tel: 045-550-3890 Fax: 045-550-3899
Email: info3@chester-tax.com



- 各線「横浜」 徒歩5分

大宮事務所 0120-736-510

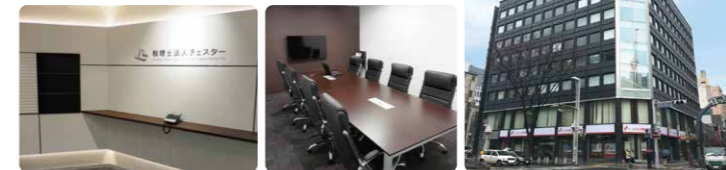
〒330-0845 埼玉県さいたま市
大宮区仲町2-28-3 Mitsutaka Bldg 2階
Tel: 048-700-3030 Fax: 048-700-3031
Email: info6@chester-tax.com



- JR各線「大宮」 東口より徒歩5分

名古屋事務所 0120-822-088

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄3-2-3
名古屋日興證券ビル6階
Tel: 052-766-6450 Fax: 052-766-6451
Email: info5@chester-tax.com



- 市営地下鉄東山線・名城線「栄」 サカエチカS8出口より徒歩3分
- 市営地下鉄東山線・鶴舞線「伏見」 4番出口より徒歩6分

大阪事務所 0120-957-728

〒530-0005 大阪府大阪市北区中之島2-2-2
大阪中之島ビル13階
Tel: 06-7878-8320 Fax: 06-7878-8321
Email: info2@chester-tax.com



- 地下鉄御堂筋線・京阪本線「淀屋橋駅」 徒歩4分
- 京阪電車中之島線「大江橋駅」 徒歩1分
- 地下鉄四つ橋線「肥後橋駅」 徒歩5分

福岡事務所 0120-359-520

〒812-0013 福岡県福岡市博多区
博多駅東1-13-6 いちご博多イーストビル2階
Tel: 092-402-2812 Fax: 092-402-2818
Email: info7@chester-tax.com



- JR各線「博多」 筑紫口より徒歩3分
- 地下鉄空港線「博多」 東6出口より徒歩1分

相続税申告業務に関するQ & A

Q 初回面談時に提示された見積りから、追加で料金がかかることはありますか？

初回の面談時にご説明していない報酬を追加でご請求することは原則ございません。但し、遺産総額が初回面談時にお伺いしていた情報と大きく異なったり、特殊事情が生じた場合には追加報酬が発生する可能性もございます。その際には必ず事前に追加報酬額を提示いたしますのでご安心ください。

Q 相続税申告における税理士報酬の相場を教えてください。

昔は税理士報酬規程により、相続税申告の税理士報酬が定められていましたが、現在は自由化されています。おおよそ遺産総額の0.5%～1.0%前後の事務所が大半です。税理士法人チェスターでは、他の税理士事務所の報酬動向等を分析し、できる限りの低価格を実現させておりますので、費用面でも安心してご依頼いただけます。

Q 担当者はどのように決まりますか？

原則的には初回面談でお客様のお話を伺ったスタッフが担当させていただきますが、ご希望があれば途中での変更も可能です。なお、弊社では最終的に複数の税理士が申告書を審査する体制をとっておりますので、担当者によって相続税額等に差や違いが生じることはありませんので、ご安心ください。

Q 契約後に何回ほど、事務所へ訪問する必要があるのでしょうか？

お客様のご要望にもよりますが、資料のやりとりやご質問等については、郵送・電話・Eメール・FAXをご希望されるお客様が多く、初回のご面談と最終の署名捺印のみで終了する方も多くいらっしゃいます。このため、頻繁にご来社いただいたり、面談を設定することはほとんどございません。但し、面談回数に制限はございませんので、お客様のご希望により随時対応させていただきます。

Q 相続人間で争っているのですが、そのような場合でも対応可能でしょうか？

評価のご説明や押印を相続人様ごと別々に行う「相続人ごと個別対応オプション」を付加サービスとしてご用意しております。

Q 不動産の名義変更(相続登記)もお願いすることは可能ですか？

可能です。相続登記は司法書士業務となりますので、チェスターグループのネットワークで相続手続きに強みがある司法書士事務所と連携して対応いたします。相続税申告と相続登記業務で使用する資料は重複するため、同時にご依頼いただくことで何度も同じ資料を収集する必要がなく、お客様の手間を省略することができます。

Q 資料収集の代行や、遺産調査等の業務も依頼することができますか？

可能です。但し、内容により別途報酬が発生する場合もございます。お仕事や体調等の理由により、お客様ご自身での資料収集が難しい場合には、弊社にて大半の資料を取得代行することが可能ですので、お気軽にご相談ください。

Q 相続税申告業務を依頼してから終了するまではどれ位の期間がかかりますか？

税理士法人チェスターでは、スピーディーな申告業務を心掛けております。申告に必要な全ての資料が揃ってから、約2～3ヶ月を目安に財産目録を完成します。それを基に分割案を決定いただいた後、1～2週間で申告書等の最終資料一式を作成いたします。また、申告期限が迫っている場合でも出来るだけ対応させていただきますので、まずはご相談ください。

Q 少人数の「会計事務所」でなく、「税理士法人」に依頼するメリットを教えてください。

会計事務所は、ご高齢の所長税理士が一人で経営しているケースが少なくありません。そのため、その税理士が体調不良等により業務の継続が不可能となった場合、既存のお客様へのサービスが停止してしまいます。税理士法人チェスターは、「必ず税理士が2名以上」いないと存続できない法人組織ですので、仮に担当税理士が辞めた場合でも、法人として継続的にお客様へのサービスを継続できますので安心です。



その他提供サービス

【相続税対策・事業承継対策】

相続は、「生前の準備・対策」がとても大切です。相続税の節税のみならず、遺産分割のご相談や遺言の作成等、税理士法人チェスターでは各専門家が力を合わせ、お客様の相続対策をワンストップでお手伝いさせていただきます。

まずは現状の把握から

相続税の生前対策の出発点は現状把握です。今、相続が発生した場合にいくら相続税がかかるのか、所有している財産の相続税評価額はいくらなのかを、まずはしっかりと認識した上で、対策を進めていくことが重要です。

現状把握

▶ 相続財産の把握

どのような相続財産が相続税評価額で、どの程度あるのかを把握します。

▶ 相続税額の試算

現状で相続が発生した場合に、どの程度相続税額が発生するのかを試算します。

▶ 問題点の把握

争族にならないか、納税資金は大丈夫か等、現状の問題点を把握します。

現状報告・対策のご提案

▶ 現状のご報告

現状把握の結果をご報告いたします。

▶ 具体的対策のご提案

いくつかの具体的対策を節税効果およびメリット・デメリットと共にご提案させていただきます。争族対策、納税資金の確保、評価の引き下げのすべてを考慮した生前対策をご提案いたします。

対策の実行

▶ 対策の選択・実行

ご提案した対策の中から、お客様に対策をお選びいただき、具体的な実行に移ります。

(例)

- ・最良な資産分割
- ・土地、非上場株の評価引き下げ
- ・生前贈与、親族間売買
- ・養子縁組
- ・より節税効果のある生命保険への加入

企業オーナーの事業承継対策サービス

事業承継は企業オーナーが直面する大きな課題です。

流動性の低い非上場株式が多額の相続税評価額となり、その結果、後継者の相続税負担が大きくなるケースはよくあります。さらには、後継者不在、後継者育成にまつわる問題や、事業譲渡(M&A)・事業整理の可能性も視野に事業承継を検討することもあります。

私たち税理士法人チェスターは、資産税・相続税のプロフェッショナル集団として、企業オーナー様が抱える税金の悩みだけでなく、事業承継を取り巻く様々な問題に対してワンストップで対応しています。

すでに顧問税理士がいる場合でも、事業承継・相続の分野は特殊分野ですので、セカンドオピニオンとしてお気軽にご相談頂ければと思います。



その他提供サービス

【相続税還付】

過去に一度支払った相続税が戻ってくることをご存知でしょうか。

相続税の申告期限から5年以内であれば、土地の評価等を適正に見直すことで

支払い済の相続税が平均1,200万円も戻ってくる可能性があります。

以下の条件にひとつでも

当てはまる方はご相談ください

- 相続税の納税額が500万円を超えた
- 相続財産の中に土地が1ヶ所以上あった
- 相続税申告を当初まかせた税理士が相続税に強くなかった

完全成功報酬

弊社では、還付に係る業務につきましては、「完全成功報酬制」を導入しております。実際に還付が成功した場合にのみ、成功報酬として還付額の割合に応じた報酬をいただいております。つまり、還付が成功しなければ、一切費用は発生しませんので安心してご利用ください。

【資産税やその他のサポート】

私たちのサービスは相続税や事業承継にとどまりません。

他にもさまざまなサービスをご提供しておりますので、お気軽にお問い合わせください。

不動産オーナーの方の税務

不動産を所有している方の節税対策や所得税の確定申告業務をお手伝いさせていただきます。会社を設立し、不動産を会社に移転することで節税ができる場合もあります。

遺言書の作成支援

相続税の節税も、もちろん大切ですが、それと並行して採めない対策を行っておくことも重要です。

税理士法人チェスターでは税務と法務の両方の見地からお客様が円満に相続を迎えられる遺言作成のお手伝いをさせていただきます。



私たち税理士法人チェスターはお客様と同じ目線に立って、お客様にとって最良となる相続税申告のお手伝いをいたします

相続税は故人が残された大切な財産に課税される税金です。

また、税率も高く、遺産額や遺産分割の方法によっては多額の税金を納める必要があります。

そして相続は時に家族や親族間の利害対立から「争続」になることもあります。

私たちは最新の税制改正や特例に対応し、納税額のご負担をできる限り軽減するだけでなく、ご遺族の方々が円満に相続税申告を行えるよう、誠意を持って対応させていただきます。

相続は一生にそう何度も経験するものではありません。だからこそわからないことや疑問、不安なこともあるはずです。些細なことでも結構です。私たちにお気軽にご連絡ください。

弊社に依頼してよかった、そういつていただける自信があります。

全てはお客様にとって最善の相続税申告のために。

法人名	税理士法人チェスター Chester Certified Public Tax Accountants' Co	所属団体	東京税理士会 日本橋支部 / 東京税理士会 新宿支部 / 東京地方税理士会 神奈川支部 / 関東信越税理士会 大宮支部 / 名古屋税理士会 名古屋中支部 / 近畿税理士会 北支部 / 九州北部税理士会 博多支部 法人番号：1669
東京事務所	〒103-0022 東京都中央区日本橋室町3-4-7 日本橋室町プラザビル10階 Tel: 03-6869-5040 Fax: 03-6869-5041	実績	相続税申告実績 103件/平成21年度 126件/平成22年度 138件/平成23年度 173件/平成24年度 228件/平成25年度 264件/平成26年度 472件/平成27年度 706件/平成28年度 1,008件/平成29年度 1,210件/平成30年度 1,358件/令和元年度 1,519件/令和2年度
新宿事務所	〒163-0703 東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル3階 Tel: 03-6869-4740 Fax: 03-6869-4741	役員	代表・福留 正明 (フクトメ マサアキ) L 公認会計士 (公認会計士協会東京会所属 登録番号: 22218号) L 税理士 (東京税理士会日本橋支部所属 登録番号: 110617号) L 行政書士 (東京都行政書士会所属 登録番号: 08082296号)
横浜事務所	〒221-0835 神奈川県横浜市 神奈川区鶴屋町2-23-2 TSプラザビル5階 Tel: 045-550-3890 Fax: 045-550-3899		代表・荒巻 善宏 (アラマキ ヨシヒロ) L 公認会計士 (公認会計士協会東京会所属 登録番号: 22253号) L 税理士 (東京税理士会日本橋支部所属 登録番号: 110618号) L 行政書士 (東京都行政書士会所属 登録番号: 13081993号)
大宮事務所	〒330-0845 埼玉県さいたま市 大宮区仲町2-28-3 Mitsutaka Bldg 2階 Tel: 048-700-3030 Fax: 048-700-3031		大阪事務所代表・伊原 慶 (イハラ ケイ) L 税理士 (近畿税理士会北支部所属 登録番号: 121524号)
名古屋事務所	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄3-2-3 名古屋日興證券ビル6階 Tel: 052-766-6450 Fax: 052-766-6451		横浜事務所代表・清水 真枝 (シミズ マサエ) L 税理士 (東京地方税理士会神奈川支部所属 登録番号: 124177号)
大阪事務所	〒530-0005 大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル13階 Tel: 06-7878-8320 Fax: 06-7878-8321		大宮事務所代表・大槻 智也 (オオツキ トモヤ) L 税理士 (関東信越税理士会大宮支部所属 登録番号: 137921号)
福岡事務所	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東1-13-6 いちご博多イーストビル2階 Tel: 092-402-2812 Fax: 092-402-2818		新宿事務所代表・田代 周平 (タシロ シュウヘイ) L 税理士 (東京税理士会新宿支部所属 登録番号: 134686号)
設立日	2008年6月2日		名古屋事務所代表・山本 隆正 (ヤマモト タカマサ) L 税理士 (名古屋税理士会名古屋中支部所属 登録番号: 118005号)
従業員数	222名 (グループ計) 税理士法人チェスター 156名、株式会社チェスター 33名、株式会社アーバンクレスト 5名、株式会社チェスターライフ パートナー 4名、司法書士法人チェスター 12名、CST法律事務所 7名、チェスター司法書士・行政書士事務所 大阪 5名 (税理士 43名・公認会計士 5名・弁護士 4名・司法書士 6名・行政書士 5名・宅地建物取引士 34名・相続診断士 9名) ※令和3年7月現在		福岡事務所代表・松島 侑希 (マツシマ ユウキ) L 税理士 (九州北部税理士会博多支部所属 登録番号: 140333号)
			審査部部长・河合 厚 (カワイ アツシ) L 税理士 (東京税理士会日本橋支部所属 登録番号: 143997号)